

ギャラリー・ホワイエの使用について

令和 2 年 4 月 1 日
茨城県県南生涯学習センター所長

◇使用目的は以下のとおりとする。

生涯学習を目的として活動している学習団体等が制作した作品や学習成果を紹介するため。
または、本センターの活動に資するものと所長が認めたものとする。

◇使用する団体・個人は、以下の事項をお守りください。

- 1 展示物等の設置、撤去及び管理は、すべて使用者の負担と責任で行う。
- 2 展示物等の盗難及び破損等は、すべて使用者の責任とし、本センターに補償を求めない。
- 3 ホワイエの展示は、軽運動室北側のみとする。
- 4 搬入、搬出は、本センター受付を通して行う。**(終了時に、人数報告書を提出する。)**
- 5 本センターから借用する備品等の運び出し及び返却は、職員の指示に従って行う。
また、本センター設置のパネル等を移動した際は、必ず展示終了後に原状復帰する。
- 6 展示物、パネル、机等は、非常用扉、消火器等の前には置かない。
また、ギャラリーでパネルや机を使用する場合、避難経路確保のため、片側の壁のみとする。
(パネルの移動：設備担当者の指示に従って、多目的ホールステージ裏の倉庫から搬出・搬入を行う。)
- 7 ホワイエ使用者は、展示用のパネルや机を壁に沿って平行に設置する。
(展示用パネルは、横で11枚、縦で15枚程度とする。受付用の長机は、2脚までとする。)
- 8 作業中は通路中央をあけ、通行の妨げにならないようにする。
また、展示物が入っていたダンボール箱等は、搬入時に必ず持ち帰る。(長机等の下や周辺に置かない。)
- 9 **壁面には、ピン(画鋲)やテープを使用しない。**
- 10 **展示用パネル、机等にはテープを使用し、ピン(画鋲)は使用しない。**
- 11 作品の名札等の表示は、作品の額縁等の表面に貼るか、裏面から名札等の表示が見えるように添付する。
- 12 案内用の立て看板は、本センター(5階フロア)内のみとする。
- 13 ギャラリー・ホワイエの使用料は無料とする。なお、駐車場利用時の補助等は行わない。
- 14 展示等の周知をする際、本センター専用駐車場がなく駐車料金が自己負担になることを案内する。
- 15 **使用開始日2週間前**までに本センター担当者と打ち合わせを必ず行い、「使用条件」、「打ち合わせ内容」等をメンバー全員に周知させる。

◇使用目的に該当しないもの及び以下の事項に該当するものは、使用できません。

- 1 上記の注意事項等を守れないもの。
- 2 公序良俗に反するもの。
- 3 法令に違反するもの又は制限のあるもの。
- 4 特定の思想等の普及を図るもの。
 - ・特定の政党や政治団体を支援し、又はこれに反対するもの及び選挙活動に関するもの。
 - ・特定の宗教への入会を勧誘し、又はこれに反対するもの及び布教活動に関するもの。
 - ・その他、特定の政治的主張や思想等の普及を図るためと思われるもの。
- 5 営利目的等であるもの。
 - ・商品発表会など、企業が行う営業活動に関するもの。
 - ・見学者に対し、募金活動を行うこと。
 - ・見学者に対し、料金を徴収したり販売を目的とする内容のチラシや資料を配布したり、使用団体以外のチラシや資料を配布すること。
 - ・その他、営利目的等と思われるもの。
- 6 特定の法人又は個人の売名的行為になるもの。
- 7 その他、本センター所長が不適当と認めるもの。

◇以下の事項に該当する場合、使用の承認を取り消す場合があります。

- 1 使用申込書の記載に虚偽の内容があったとき。
- 2 展示物等が、著しく本センターにふさわしくないものと所長が認めたとき。